

北杜市障害福祉計画（第6期計画）・ 北杜市障害児福祉計画（第2期計画）

（令和3～5年度計画）



北杜市障害福祉計画・障害児福祉計画とは

障害者基本法に基づいて、障がい福祉施策の基本理念や施策の方向性を定める「障害者計画」とは別に、障害者総合支援法及び改正児童福祉法に基づき、成果目標、障がい福祉サービスの見込量とその確保策を設定する「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を一体的に策定した計画です。



計画の基本理念

自立と支えあい・やさしさあふれる 杜づくり計画

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で可能な限り「自立」して尊厳のある生活を送るため、地域のみなさんによる「支えあい」と、障がい者一人ひとりが地域社会の一員として、いきいきと社会参加する杜（まち）づくりを進めていくことを目指しています。



計画づくりの基本的な視点

次の7つの基本的な視点に配慮し、計画を策定しています。

- | | |
|--|----------------------|
| ①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 | ④地域共生社会の実現に向けた取組 |
| ②障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施 | ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援 |
| ③地域生活への移行と継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 | ⑥障がい福祉人材の確保【新規】 |
| | ⑦障がい者の社会参加を支える取組【新規】 |



障がい福祉サービスの提供についての基本的考え方

必要とされるサービスの保障、地域生活への移行を進めるための体制の整備、福祉施設から一般就労への移行の推進などに配慮して目標を設定し、計画的なサービスの整備を行います。



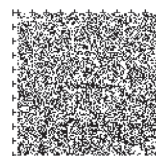
相談支援の提供についての基本的考え方

「北杜市障害者総合支援センター・かざぐるま」を中心とした相談支援体制の整備、地域生活に移行した方の定着の支援、発達障がい者に対する支援等に配慮して、相談支援の提供を行います。



障がい児支援の提供についての基本的考え方

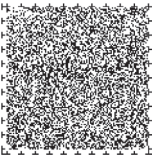
身近な場所で支援が受けられるよう地域における体制の整備、保育・保健医療・教育等の関係機関との緊密な連携、保育所・小学校など育ちの場への参加・包容（インクルージョン）等に配慮して一貫した支援体制の整備を行います。



障がい福祉サービスを適切に提供するため、今後 3 年間の成果

●成果目標●

成果目標	令和 5 年度に向けた目標の内容		基準年	現状値	目標値(令和 5 年度)
福祉施設入所者の地域生活への移行	施設入所者数を基準年から 1.6%以上削減する		令和 元年度	66 人	64 人 (3.0%削減)
	地域生活に移行する者（累積）の割合を基準年における施設入所者の 6%以上とする			1 人	5 人（割合 7.5%）
精神障がいにも対応した地域包括 ケアシステムの構築	協議の場の 1 年間の開催回数		令和 2 年度	3 回	4 回
	保健、医療（精神科医療機関別）、福祉、介護等の関係者の参画人数			12 人	13 人
	協議の場における目標の設定項目数			1 項目	1 項目
	協議の場における評価の実施回数			1 回	1 回
	地域移行支援の利用者数			2 人	3 人
	地域定着支援の利用者数			2 人	4 人
	共同生活援助の利用者数			20 人	22 人
	自立生活援助の利用者数			7 人	9 人
地域生活支援拠点等における機能の充実	地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討する		令和 2 年度	3 回	4 回
福祉施設から一般就労への移行	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者を基準年の 1.27 倍以上とする		令和 元年度	2 人	5 人
				-	2.50 倍
	就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者の人数を基準年の 1.3 倍以上とする		令和 元年度	1 人	2 人
				-	2.00 倍
	就労継続支援 A 型事業を通じて一般就労に移行する者の人数を基準年の 1.26 倍以上とする		令和 元年度	0 人	1 人
				-	-
	就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労に移行する者の人数を基準年の 1.23 倍以上とする		令和 元年度	1 人	2 人
				-	2.00 倍
	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する人数の割合を 7 割以上とする		令和 元年度	-	4 人
				-	80.0%
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする	就労定着支援事業所数		令和 元年度	1 事業所	3 事業所
	就労定着率が 8 割以上の事業所数			0 事業所	3 事業所
		-		100.0%	
障がい児支援の提供体制の整備等 （児童発達支援センター）	児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置する		令和 元年度	0 箇所	1 箇所
	保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する		令和 元年度	有	有
	重症心身障がい児を支援する事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保する	児童発達支援事業所	令和 元年度	0 事業所	1 事業所
		放課後等デイサービス事業所		0 事業所	1 事業所
	関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する	関係機関の協議の場の設置（圏域設置）	令和 元年度	有	有
		医療的ケア児コーディネーターの配置人数		0 人	2 人
相談支援体制の充実・強化等【新規】	総合的・専門的な相談支援を実施する	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	令和 2 年度	-	有
	地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	令和 2 年度	-	3 件
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		-	5 件
		地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		-	12 回
障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築【新規】	障がい福祉サービス等に係る各種研修を活用する	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数	令和 2 年度	-	3 人
	障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制をつくる	共有の場の有無	令和 2 年度	-	有
		実施回数		-	1 回



目標と各サービスの見込量を以下のように決めました



●サービスの見込量● 障がい福祉サービス

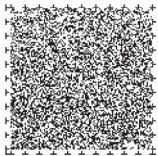
サービスの種類		単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問系サービス	居宅介護	時間	469	502	537
		人	64	69	74
	重度訪問介護	時間	13,439	13,775	14,464
		人	8	8	9
	同行援護	時間	38	38	38
		人	2	2	2
	行動援護	時間	77	81	85
		人	7	7	7
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
		人	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	人日	2,660	2,660	2,660
		人	140	140	140
	自立訓練（機能訓練）	人日	16	16	16
		人	4	4	4
	自立訓練（生活訓練）	人日	121	121	121
		人	7	7	7
	就労移行支援	人日	74	80	93
		人	7	8	9
	就労継続支援（A型）	人日	560	560	560
		人	30	30	30
	就労継続支援（B型）	人日	2,650	2,650	2,650
		人	165	165	165
	就労定着支援	人	1	1	2
	療養介護	人	2	2	2
居住系サービス	短期入所（福祉型）	人日	200	200	210
		人	26	26	27
	短期入所（医療型）	人日	19	19	19
		人	6	6	6
相談支援サービス	自立生活援助	人	11	11	12
	共同生活援助	人	70	72	74
	施設入所支援	人	65	64	64
相談支援サービス	計画相談支援	人	110	113	116
	地域移行支援	人	1	2	2
	地域定着支援	人	3	3	4

障がい児支援サービス

サービスの種類		単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障がい児支援サービス	児童発達支援	人日	172	172	172
		人	14	14	14
	医療型児童発達支援	人日	30	30	30
		人	2	2	2
	放課後等デイサービス	人日	665	665	665
		人	67	67	67
	保育所等訪問支援	人日	7	8	8
		人	7	8	8
	居宅訪問型児童発達支援	人日	0	2	2
		人	0	1	1
	障害児相談支援	人	21	22	23

発達障がい者等に対する支援【新規】

- ・発達障がい児の親の会の継続と場の確保を支援します。
- ・ペアレントメンターの養成の検討を行います。
- ・事業所などの関係機関と連携を図りながら、ピアサポート活動の支援を検討します。





地域生活支援事業



サービスの種類		単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
	自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
	相談支援実施箇所数（合計）	箇所	14	14	14
	成年後見制度利用支援事業	人	2	3	4
	成年後見制度法人後見支援事業	人	2	2	2
	手話通訳者・要約筆者等派遣事業	人	155	158	160
	手話通訳者設置数	人	1	1	1
	介護・訓練支援用具	件	3	3	3
	自立生活支援用具	件	5	5	5
	在宅療養等支援用具	件	3	3	3
	情報・意思疎通支援用具	件	5	5	5
	排泄管理支援用具	件	850	860	870
	住宅改修費	件	2	2	2
	手話奉仕員養成研修事業	人	20	20	20
	移動支援事業	人	75	74	73
		時間	3,670	3,620	3,570
	地域活動支援センター事業（市内分）	箇所	1	1	1
		人	56	58	60
	地域活動支援センター事業（市外分）	箇所	1	1	1
		人	2	2	2
	日中一時支援事業	人	105	110	115
		時間	12,000	12,300	12,600
	生活サポート事業	人	1	1	1
	身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	人	1	1	1
	身体障害者自動車改造費助成事業	人	2	2	2
	訪問入浴サービス事業	人	2	2	2



サービスの円滑な実施に向けて

障がい福祉サービス、障がい児支援サービス、地域生活支援事業等の支援を円滑に実施するために以下に取り組みます。

①障がい者等に対する虐待の防止

障がい者への虐待の未然防止・早期発見に取り組み、適切な支援を行います。

②意思決定支援の促進

意思決定に支援を要する方の地域生活を支えるため、成年後見制度や権利擁護事業を推進します。

③障がい者等の活動支援による社会参加等の促進

障がい者が取り組むスポーツ・レクリエーション活動等を充実し、社会参加等を促します。

④障がいを理由とする差別解消の推進

あらゆる場面で障がいを理由とする差別が生じないよう障がいへの理解や啓発に努めます。

⑤事業所における利用者の安全確保や研修等の充実

利用者が安心して生活できるよう地域との連携や職員の研修等による技能向上を支援します。



計画の推進体制

計画の進捗管理はPDCAマネジメントサイクルに基づき、「北杜市障がい者施策推進協議会」において、定期的に計画の評価点検を行い、評価に基づく改善を行います。

北杜市障害福祉計画（第6期計画）・北杜市障害児福祉計画（第2期計画）【概要版】

編集発行：北杜市役所 福祉部 福祉課
TEL：0551-42-1334 FAX：0551-42-1125
発行年月：令和3年3月

